

# パブリックコメント意見の反映状況

資料 3

01

## 【パブリックコメント実施状況】

- ◆ 意見募集期間 令和6年12月27日～令和7年1月17日
- ◆ 意見等提出件数 1件

意見等の概要	県の考え方
<p><b>【第3部 第1章 実施体制】</b></p> <p><b>【P16、20】</b> P20に「知事を本部長とする『兵庫県新型インフルエンザ等対策本部』（以下『県対策本部』という。）」と記載しているが、すでにP16で「県対策本部」という言葉が使用されている。</p> <p><b>【P28、29】</b> 用語集P118では、対策本部を「特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。」と記載しており、県対策本部と同等の組織を設置する場合は「対策本部」という名称を使わず、異なる組織にすべき。</p> <p><b>【P28】</b> 「政府対策本部が設置されたときは、市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、…」という部分は、緊急事態宣言がなされたときには特措法第34条第1項に基づき市町村対策本部を設置しなければならないため、設置を検討する余地がない。削除してはどうか。</p>	<p><b>【意見を反映】</b> ご意見を踏まえ、本文を修正いたします（P16、20）。</p> <p><b>【意見を反映】</b> ご意見を踏まえ、本文、図表及び用語集を修正いたします（P28、29、118）。 特措法第22条に基づき県対策本部を設置するほか、兵庫県危機管理基本指針に基づき、任意の対策本部等を設置することとしています。</p> <p><b>【意見を反映】</b> ご意見を踏まえ、用語集の「対策本部」に係る記載を修正いたします（P118）。 市町村対策本部に関し必要な事項は、市町の条例で定めるとされており、条例や条例に基づく要綱等で定めた事項により、市町が独自で対策本部を設置するという意味になります。</p>

## 兵庫県インフルエンザ等対策行動計画へのパブリックコメント意見の反映①

赤字部分を追記、修正

意見募集時の改定案	改定版への反映
<p><b>第2部第4章 県における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</b></p> <p>(5) 関係機関相互の連携協力の確保 (P16)</p> <p>府対策本部、<b>県対策本部</b>及び市町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>第2部第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担</b></p> <p>(8) 県における役割分担 (P20)</p> <p>新型インフルエンザ等の発生が確認され、府対策本部が設置された場合は、知事を本部長とする「<b>兵庫県新型インフルエンザ等対策本部</b>」(以下「<b>県対策本部</b>」という。)を直ちに設置(特措法第22条第1項)し、府対策本部が定める基本的対処方針を基本としつつ、適切な対策を実施する。</p>	<p><b>第2部第4章 県における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</b></p> <p>(5) 関係機関相互の連携協力の確保 (P16)</p> <p>府対策本部、<b>兵庫県新型インフルエンザ等対策本部</b>(以下「<b>県対策本部</b>」という。)及び市町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>第2部第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担</b></p> <p>(8) 県における役割分担 (P20)</p> <p>新型インフルエンザ等の発生が確認され、府対策本部が設置された場合は、知事を本部長とする<b>県対策本部</b>を直ちに設置(特措法第22条第1項)し、府対策本部が定める基本的対処方針を基本としつつ、適切な対策を実施する。</p>

## 兵庫県インフルエンザ等対策行動計画へのパブリックコメント意見の反映②

赤字部分を追記、修正

意見募集時の改定案	改定版への反映
<p><b>第3部第1章 実施体制（初動期）</b>（P28）</p> <p>2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <p>① 県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国から情報提供を受けた場合は、状況に応じて、県連絡会議又は県警戒本部を設置する。</p> <p>2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <p>① 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、状況に応じて、県警戒本部又は県対策本部を設置する。</p>	<p><b>第3部第1章 実施体制（初動期）</b>（P28）</p> <p>2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <p>① 県は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国から情報提供を受けた場合は、状況に応じて、<b>兵庫県危機管理基本指針に基づく</b>県連絡会議又は県警戒本部を設置する。</p> <p>2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <p>① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、<b>政府対策本部が設置されるまでの間において</b>、状況に応じて、<b>兵庫県危機管理基本指針に基づく</b>県警戒本部又は県対策本部を設置する。</p>
<p><b>用語集</b>（P118）</p> <p>対策本部</p> <p>特措法に基づき設置される<b>新型インフルエンザ等対策本部を</b>さす。</p> <p>※<b>政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。</b></p> <p><b>県が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、県対策本部という。</b></p> <p><b>市町村が、特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。</b></p>	<p><b>用語集</b>（P118）</p> <p>対策本部</p> <p><b>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市町が設置する体制。対処方針や対策を決定。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特措法に基づき、政府や県、市町が設置する。</b></li> <li>・ <b>※政府対策本部（特措法第15条第1項）</b> <b>県対策本部（特措法第22条第1項）</b> <b>市町村対策本部（特措法第34条第1項）</b></li> <li>・ <b>上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市町が独自に設置する場合がある。</b></li> </ul>